

生きていける賃金を出せ！ 希望者を全員、正社員にしろ！

CTS 職場ニュース

動労千葉（国鉄千葉動力車労働組合）
2022年2月25日

「月額4万円の賃上げを」
「時給は1500円に！」

～2/21 C T Sに申し入れ書を出しました～



2022年4月1日以降の新賃金および労働条件改善に関する申し入れ

国鉄千葉動力車労働組合は昨年末、職場アンケートを実施した。調査結果にみる生活実態は「生活費は足りていますか」という問いに対して「余裕がある」1・3%、「だいたい足りる」19・2%に対して、「ときどき不足」が39・7%、「いつも不足」が38・5%となり、78・2%が生活費の不足を訴えている。また、その補填については「生活費を切り詰める」「家族からの援助」「夏期手当・年末手当で補填」の回答が多数であり、生活費をぎりぎりまで切り詰め、夏冬の期末手当で不足分をなんとか穴埋めしている現状が浮きぼりになった。とりわけ日勤勤務者は、この職場で働き続けることさえ困難な現状があり、あらゆる物の値上がりが続く中、待たなしに基本賃金の大幅な引き上げが求められていることは明らかである。

さらに、正規職・非正規職の格差是正の観点から、正社員と契約・パート社員の基本賃金・退職金・期末手当などの格差を解消することは避けることができない時代の要請である。

こうした現実を踏まえ以下、申し入れる。団体交渉により誠意をもって回答されたい。

- 2022年4月1日以降の基準内賃金を4万円の原資をもって引き上げること。配分に関しては職務給を重点に行うこと。
- 時給制の契約社員・パート社員については一律、時給1500円に引き上げること。
- 全社員に住宅手当が支給されるように適用条件を改正すること。
- 希望者全員を正社員に登用すること。
- 契約・パート社員について同一労働・同一賃金の観点も踏まえて以下の施策を実施すること。
 - ①定期昇級制度の導入
 - ②社員と同様の基準での夏期・年末手当の支給
 - ③社員と同様の退職金制度の新設
 - ④事業所間の時給格差の解消
 - ⑤深夜早朝手当の事業所間格差の解消、一律1500円の支給
 - ⑥パートの年休日賃金について、時間額に平均勤務時間を乗じた額の支給
- 正社員の60歳以降（定年後、嘱託移行時）の賃金引き下げを行わないこと。
- 改正高齢者雇用安定法の定めに基づき、本人希望に沿って70歳までの雇用を行うこと。JRからのエルダー出向者についても同様の扱いとすること。
- 65歳以降の賃金引き下げを行わないこと。
- 年間休日をJRと同様の年間114日とすること。契約社員については月給制に戻した上で、年間休日を114日とすること。
- 退職者が出た事業所では、新規に募集を行うか、65歳以降の雇用希望者を雇用延長するなどして必ず要員補充を行うこと。一昨年、昨年中に退職者が出た事業所における要員補充を行うこと。
- ポリリッシャー作業手当の復活を行うこと。消毒作業に対する危険手当、嘔吐物処理に対する作業手当を支給すること。
- 新型コロナウイルスへの感染が各事業所で拡大していることから、会社の責任で出勤時の体温管理、全社員に対するPCR検査を行うこと。（以上）

22春闘での大幅な賃上げ獲得へ！

私も会社に言いたい！！

先週から春闘連続行動を開始しました。駅頭ビラまきで、職場の皆さんに一言カードを書いてもらいましたので紹介します。さらに職場から声をあげ、CT Sに賃金をあげさせよう！

会社に要求します！

住宅手当をほしい

会社に要求します！

給料の値上げ！！

会社に要求します！

給料の値上げ！

会社に要求します！

上に同じです。上げてください

会社に要求します！

ワークライフバランス

会社に要求します！

生活できるようにお願い。

会社に要求します！

生活を守るためよくお願いします。

会社に要求します！

SEIKATSU DEKIRU TAME NI
YOROSIKU ONEGAISHIMASU